

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	19
処分の種類	保護の変更、停止、廃止			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第62条第3項			
処分の概要	被保護者が、法第30条第1項による施設への入所(委託)決定、法第27条による指導・指示、保護施設の管理規程に従う義務(法第62条第1項及び第2項)に違反したとき保護を変更(減額等)、停止、廃止する決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽されているため) 【参考】生活保護法第62条第3項			
基準の制定根拠	-			